令和２年６月２３日
学校健康推進課

損害賠償請求事件について

１　事件名　　損害賠償請求事件

２　訴状送達日　　令和２年６月１２日
（口頭弁論期日　令和２年７月１３日）

３　当事者　　原告　甲及び甲親権者父・母
被告　世田谷区

４　内容（原告の主張）

当時小学校６年生の原告甲は、平成２８年８月３日に区立小学校の日光林間学園に参加した際に、宿泊したホテルの浴室において、他の児童が開けたドアにアキレス腱付近があたり（以下「本件事故」という。）、後日左アキレス腱断裂の診断を受けた。

本件事故は、学校教育活動の一環として行われたにもかかわらず、林間学園に参加した教諭らは、児童だけで浴室に入室させるなど、児童の生命身体の安全配慮義務を怠った。また、本件事故の原因の究明を強く求めていたにもかかわらず、これを怠り、原告甲に怪我を負わせた行為者を特定するに至らなかった。

以上により、被告は国家賠償法第１条第１項に基づく損害賠償責任があるとし、損害賠償金、４,１２０万円余を原告に対し支払うよう求めている。
（甲の損害：２１，２０７，８００円、甲親権者父の損害：
１０，０００，０００円、甲親権者母の損害：１０，０００，０００円）